

住み慣れた地域で生活をするために

住み慣れた地域での生活をするために、地域の特性に応じたサービスが受けられます。ただし、原則として、他の市区町村のサービスは受けられません。

※【 】内は地域密着型介護予防サービスの名称です。

※サービスによっては、共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

「利用者負担のめやす」は1割負担のめやすです（食費、居住費、日常生活費を除く）。

※報酬改定に伴い、金額が変更となる場合があります。



令和6年4月から 利用者負担のめやすが変更されました。

多機能なサービス

小規模多機能型居宅介護

【介護予防小規模多機能型居宅介護】

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。



●利用者負担のめやす（1か月）

要支援1	3,509円
要支援2	7,091円
要介護1	10,636円
要介護2	15,632円
要介護3	22,740円
要介護4	25,097円
要介護5	27,672円

小規模な施設サービス

地域密着型 特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで、食事・入浴、機能訓練などのサービスを受けられます。

●利用者負担のめやす（1日）

要介護1	554円
要介護2	623円
要介護3	695円
要介護4	761円
要介護5	832円



※要支援1・2の人は利用できません。

地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、食事・入浴、機能訓練などのサービスを受けられます。

●利用者負担のめやす（1日）

	従来型個室	多床室	ユニット型個室・ユニット型個室の多床室
要介護1	609円	609円	692円
要介護2	681円	681円	764円
要介護3	756円	756円	840円
要介護4	829円	829円	914円
要介護5	900円	900円	985円

※要支援1・2の人は利用できません。
※新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。

認知症高齢者を対象としたサービス

認知症対応型通所介護

【介護予防認知症対応型通所介護】

認知症高齢者を対象に、食事や入浴、専門的なケアが日帰りで行われます。

●利用者負担のめやす（7時間以上8時間未満の場合）
〈単独型を利用した場合〉

要支援1	876円
要支援2	978円
要介護1	1,011円
要介護2	1,121円
要介護3	1,231円
要介護4	1,342円
要介護5	1,452円

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

【介護予防認知症対応型共同生活介護】

認知症高齢者が、共同生活をする住宅で、スタッフの介護を受けながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられます。

●利用者負担のめやす（1日）〈ユニット数1の場合〉

要支援2	772円
要介護1	776円
要介護2	813円
要介護3	836円
要介護4	853円
要介護5	871円

※要支援1の人は利用できません。

小規模な通所介護

地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを受けられます。

●利用者負担のめやす（7時間以上8時間未満の場合）

要介護1	764円
要介護2	903円
要介護3	1,047円
要介護4	1,189円
要介護5	1,331円

※要支援1・2の人は利用できません。

24時間対応のサービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問してもらい、食事、入浴などの介護や、日常生活上の緊急時の対応などが受けられます。

●利用者負担のめやす（1か月）

〈一体型・訪問看護 サービスを行わない場合〉 〈一体型・訪問看護 サービスを行う場合〉

要介護1	5,561円	要介護1	8,113円
要介護2	9,925円	要介護2	12,674円
要介護3	16,479円	要介護3	19,346円
要介護4	20,846円	要介護4	23,849円
要介護5	25,211円	要介護5	28,893円

※要支援1・2の人は利用できません。

●令和6年4月1日現在、知多北部広域連合の区域内に事業所はありません。

複合型のサービス

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアが受けられます。

●利用者負担のめやす（1か月）

要介護1	12,659円
要介護2	17,711円
要介護3	24,898円
要介護4	28,238円
要介護5	31,942円

※要支援1・2の人は利用できません。

●令和6年4月1日現在、知多北部広域連合の区域内に事業所はありません。

夜間の訪問介護

夜間対応型訪問介護

24時間安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護サービスです。

●利用者負担のめやす

〈オペレーションセンターを設置している場合〉

基本夜間対応型訪問介護	1,010円/月
定期巡回サービス	380円/回
随時訪問サービス（I）	579円/回

※要支援1・2の人は利用できません。

●令和6年4月1日現在、知多北部広域連合の区域内に事業所はありません。

生活する環境を整えるサービス

※【 】内は介護予防サービスの名称です。

福祉用具をレンタルする

福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具

【介護予防福祉用具貸与】

(下記の品目)をレンタルするサービスです。



対象となる福祉用具

対象となる福祉用具	要支援1・2	要介護2・3	要介護4・5	利用可否
	要介護1			
車いす(車いす付属品を含む)	×	●	●	利用できます
特殊寝台(特殊寝台付属品を含む)	×	●	●	利用できます
床ずれ防止用具	×	●	●	一部利用できます
体位変換器	×	●	●	※尿のみを吸引するものは利用できません。
手すり(工事をとみなさないもの)	●	●	●	原則として利用できません
スロープ(工事をとみなさないもの)★	●	●	●	
歩行器★	●	●	●	
歩行補助つえ★	●	●	●	
認知症老人徘徊感知機器	×	●	●	
移動用リフト(つり具の部分を除く)	×	●	●	
自動排泄処理装置	▲	▲	●	

令和6年4月から★印の福祉用具のうち、固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉杖を除く)と多点杖は、利用方法(レンタル、または購入)を選択できます。選択を検討する場合は、事業所にいる福祉用具専門相談員などの説明を受けるようにしてください。

利用者負担について

※レンタル費用の1割、2割又は3割です。支給限度額(15、21ページ参照)が適用されます。用具の種類や事業者により金額は変わります。

福祉用具を購入する

申請が必要です

特定福祉用具購入

【特定介護予防福祉用具購入】

右記の福祉用具を、指定された事業者から購入したとき、購入費が支給されます。

利用者負担について

※いったん利用者が購入費全額を負担します。あとで領収証などを添えて市町に申請すると、同年度(4月1日～翌年3月31日)で10万円を上限に、購入費のうち利用者負担の割合分(1割、2割又は3割)を除いた金額が支給されます。

※利用者負担割合分を事業者に支払い、残りを保険者が支払う受領委任払いもあります。

指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されませんので、ご注意ください。

※事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう。

- 腰掛便座
- 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 排泄予測支援機器
- 入浴補助用具
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具の部分

令和6年4月から
次の福祉用具は、購入して利用することもできます。
●固定用スロープ
●歩行器(歩行車を除く)
●単点杖(松葉杖を除く)と多点杖

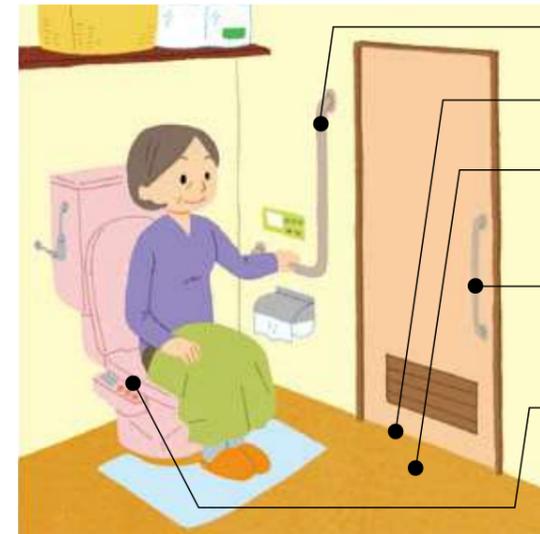
事前の協議が必要です!

小規模な住宅改修

住宅改修

【介護予防住宅改修】

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、要介護状態区分に関係なく改修費が支給されます。



- 手すりの取付け
- 段差の解消
- 滑りの防止、移動の円滑化等のための床材等の変更
- 引き戸などへの扉の取替えやドアノブの取替えなど
- 洋式便器等への便器の取替え
- その他改修に付帯して必要となる改修工事

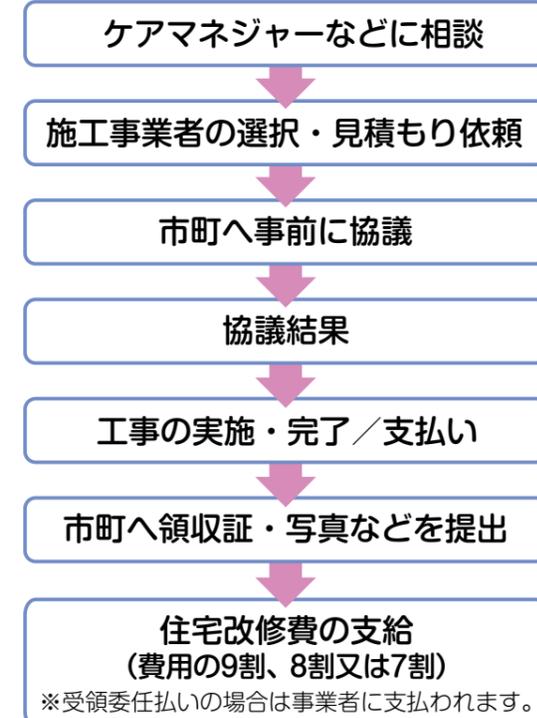
利用者負担について

※いったん利用者が改修費全額を負担します。あとで市町に申請すると、20万円を上限に、改修費のうち利用者負担の割合分(1割、2割又は3割)を除いた金額が支給されます。

※利用者負担割合分を事業者に支払い、残りを保険者が支払う受領委任払いもあります。

※引越した場合は、要介護状態区分が大きく上がったときには、再度給付を受けられます。

手続きの流れ



協議に必要な書類

- 住宅改修費事前協議書
 - 住宅改修が必要な理由書
ケアマネジャーや高齢者相談支援センター(地域包括支援センター)に作成を依頼します。
 - 改修計画図面(改修前後)
 - 工事費見積書
 - 改修前の写真(日付入りのもの)
 - 住宅の所有者の承諾書(所有者が同一世帯の親族以外の場合)
 - マイナンバー(個人番号)の確認ができるもの
(マイナンバーカード以外の場合は、窓口に来られる方の写真付き本人確認書類(運転免許証、パスポートなど)が必要です。)
- ※詳しくはお住まいの市町の介護保険担当窓口へお問い合わせください。

提出に必要な書類

- 住宅改修費支給申請書
- 住宅改修に要した費用の領収証
- 工事費内訳書
介護保険の対象となる工事の種類を明記し、各費用などが適切に区分してあるもの。
- 完成後の状況がわかる写真(日付入りのもの)

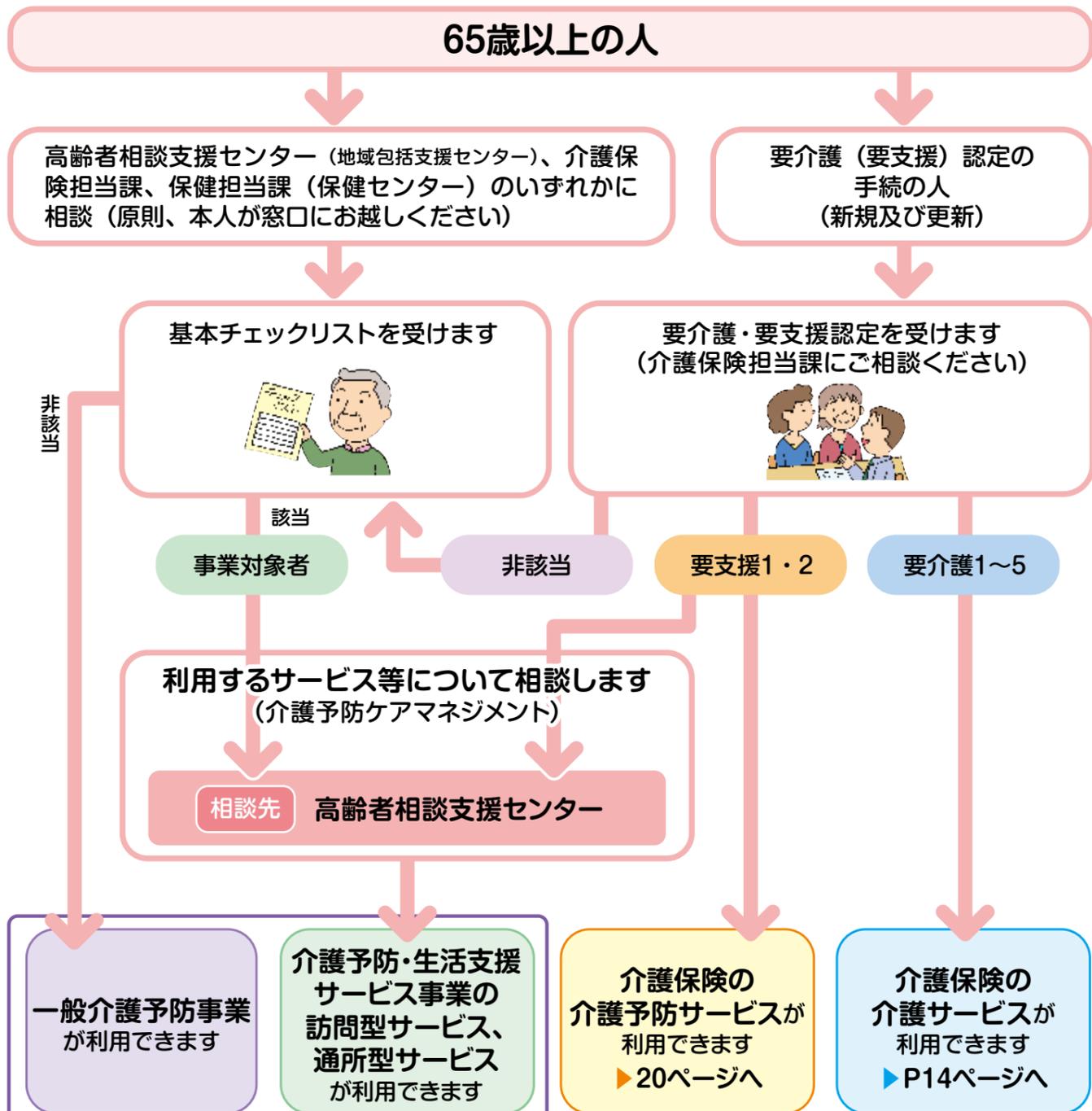
介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は知多北部広域連合と市町が行う介護予防の取り組みです。「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に分かれています。

「利用者負担のめやす」は1割負担のめやすです。

※報酬改定に伴い、金額が変更となる場合があります。

利用までの流れ



令和6年4月から 利用者負担のめやすが変わりました。

訪問型サービス

介護予防訪問介護相当サービス (ホームヘルプ)

利用者が自立した生活ができるよう、ホームヘルパーによる入浴や食事など生活の支援が受けられます。

●利用者負担のめやす (1か月)

週1回程度の利用 (事業対象者・要支援1・要支援2)	1,201円
週2回程度の利用 (事業対象者・要支援1・要支援2)	2,399円
週2回程度を超える利用 (事業対象者・要支援2)	3,806円

訪問型サービスA (ホームヘルプ)

利用者が自立した生活ができるよう、ホームヘルパー等による掃除、洗濯、調理等の日常生活の援助が受けられます。

●利用者負担のめやす (1か月)

週1回程度の利用 (事業対象者・要支援1・要支援2)	990円
週2回程度の利用 (事業対象者・要支援1・要支援2)	1,977円

上記以外の訪問型サービスについては、お住まいの市町ごとで行っているサービスや利用者負担が異なります。詳しくは、高齢者相談支援センター（地域包括支援センター）または市町の担当窓口へお問い合わせください。

- 報酬改定に伴い、上記の内容が変更となる場合があります。
- 区分支給限度額については、21ページと同様です。なお、事業対象者は要支援1と同様（5,032単位）です。
- 高額介護予防サービス費相当支給費については、30ページの「高額介護予防サービス費」と同様です。
- 高額医療費合算介護予防サービス費相当支給費については、31ページの「高額医療・高額介護合算制度」と同様です。

一般介護予防事業

**65歳以上のすべての人が利用できるサービスです。
介護予防活動支援（筋力アップを目指した介護予防のための教室など）を行います。**

お住まいの市町ごとで行っているサービスや利用者負担が異なります。詳しくは市町の保健担当窓口（保健センター）へお問い合わせください。

通所型サービス

介護予防通所介護相当サービス (デイサービス)

通所介護施設（デイサービスセンター）で、食事・入浴などの基本的サービスや生活行為向上のための支援、目標に合わせた選択的サービスが利用できます。

●利用者負担のめやす (1か月)

事業対象者(週1回程度の利用)・ 要支援1	1,824円
事業対象者(週2回程度の利用)・ 要支援2	3,672円

※送迎、入浴を含む。
※機能向上のためのサービスを行った場合は加算あり。
食費、日常生活費は別途必要です。

通所型サービスA (デイサービス)

通所介護施設（デイサービスセンター）で、機能訓練及び集いの場等の日常生活の支援によるサービスが利用できます。

●利用者負担のめやす (1か月)

事業対象者(週1回程度の利用)・ 要支援1	1,204円
事業対象者(週2回程度の利用)・ 要支援2	2,553円
送迎(1回(片道)につき)	31円

※食費、日常生活費は別途必要です。

上記以外の通所型サービスについては、お住まいの市町ごとで行っているサービスや利用者負担が異なります。詳しくは、高齢者相談支援センター（地域包括支援センター）または市町の担当窓口へお問い合わせください。

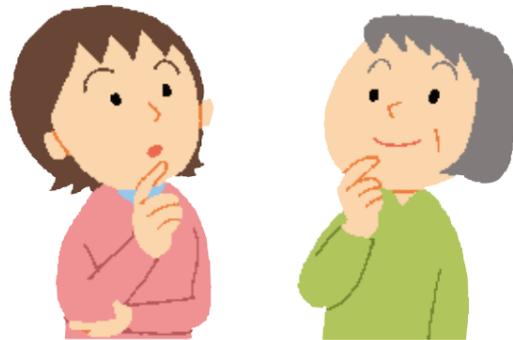
利用者負担の軽減について

介護保険制度では、利用者の負担が過度に重くならないように、利用者が支払った利用者負担を軽くする制度があります。いずれも申請が必要ですので詳しくは市町の窓口または知多北部広域連合にお問い合わせください。なお、介護保険料の滞納がある場合は利用できません。

介護(介護予防)サービスの利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担(利用者負担の割合についてはP15、21参照)の合計額(同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額)が定められた上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護(予防)サービス費(相当支給費)」として後から支給されます。

ただし、「特定(介護予防)福祉用具購入」「(介護予防)住宅改修」の利用者負担額、支給限度額を超えた利用者負担分、施設サービス等利用時の食費・住居費・日常生活費などについては対象になりません。



■利用者負担の上限(1か月)

利用者負担段階区分	上限額(世帯合計)
●世帯に課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の第1号被保険者がいる	140,100円
●世帯に課税所得380万円(年収約770万円)以上課税所得690万円(年収約1,160万円)未満の第1号被保険者がいる	93,000円
●住民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満(上記に該当しない住民税課税世帯)	44,400円 ^{※1}
●住民税世帯非課税等	24,600円
<ul style="list-style-type: none"> ●課税年金収入額およびその他の合計所得金額^{※2}の合計が80万円以下の人 ●老齢福祉年金の受給者 	15,000円(個人)
<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合 	15,000円(個人) 15,000円

※1 第2号被保険者のみの世帯の場合、住民税課税世帯は44,400円が上限となります。

※2 「その他の合計所得金額」は、地方税法上の「合計所得金額」(収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額)から課税年金の所得金額を控除した金額です。なお、土地等の売却等に係る特別控除額がある場合は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除します。給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合、高額介護サービス費(介護保険)、高額療養費(医療保険)を適用したあとの年間(8月～翌年7月)の利用者負担額を合算して、定められた限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

■高額医療・高額介護合算制度の負担限度額(8月～翌年7月の算定分)

●70歳未満の人がいる世帯の負担限度額

所得 (基礎控除後の 総所得金額等)	70歳未満の人がいる 世帯
901万円超	212万円
600万円超901万円以下	141万円
210万円超600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円



●70～74歳の人がいる世帯、後期高齢者医療制度で医療を受ける人がいる世帯の負担限度額

所得区分	70～74歳の人が いる世帯	後期高齢者医療制度で医療を 受ける人がいる世帯
課税所得690万円以上	212万円	212万円
課税所得380万円以上	141万円	141万円
課税所得145万円以上	67万円	67万円
一般	56万円	56万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円
低所得者Ⅰ [※]	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。医療保険が異なる場合は合算できません。

●支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

施設を利用した場合の食費・居住費の負担限度額については、18ページをご覧ください。その他、社会福祉法人等による利用者負担軽減や、知多北部広域連合の利用者負担軽減などを受けられる場合があります。詳しくは市町の窓口または知多北部広域連合にお問い合わせください。